小割り式一年魚たい養殖業	全ての水域			○・三六
小割り式二年魚たい養殖業	全ての水域			○・三六
小割り式三年魚たい養殖業	全ての水域			○・六三
小割り式さけ・ます養殖業	全ての水域			○・三六
小割り式二年魚ふぐ養殖業	全ての水域			○・五〇
小割り式三年魚ふぐ養殖業	全ての水域			○・五〇
小割り式一年魚かんぱち養殖業	1区			一・七九
	2区			○・九五
	3区			○・六七
	4区			○・二九
	5区	短期・中期		二・〇四
		長期		二・九七
	6区	短期・中期		一・六一
		長期		二・三八
	7区	短期・中期		一・一七
		長期		一・七一
	8区	短期・中期		○・七二
		長期		○・九九
	12区	短期・中期		○・四五
		長期		○・六三
	11区	短期・中期		○・三六
		長期		○・五四
小割り式二年魚かんぱち養殖業	5区			二・二六
	6区			一・七九
	7区			一・三〇
	8区			○・八〇
	12区			○・五〇
	11区			○・四〇
小割り式三年魚かんぱち養殖業	全ての水域			○・五〇
小割り式ひらめ養殖業	全ての水域			○・四六
小割り式一年魚すずき養殖業	全ての水域			○・四六
小割り式二年魚すずき養殖業	全ての水域			一・二八
小割り式三年魚すずき養殖業	全ての水域			一・二八
小割り式二年魚ひらまさ養殖業	全ての水域			○・四〇
小割り式三年魚ひらまさ養殖業	全ての水域			○・七〇
小割り式まあじ養殖業	全ての水域			○・四〇
小割り式一年魚しまあじ養殖業	全ての水域			○・四六
小割り式二年魚しまあじ養殖業	全ての水域			一・二八
小割り式三年魚しまあじ養殖業	全ての水域			一・二八
小割り式二年魚まはた養殖業	全ての水域			○・三六
小割り式三年魚まはた養殖業	全ての水域			○・三六
小割り式四年魚まはた養殖業	全ての水域			○・三六
小割り式すぎ養殖業	全ての水域			○・三六
小割り式まさば養殖業	全ての水域			一・二四
小割り式二年魚くろまぐろ養殖業	全ての水域			○・五二
小割り式三年魚くろまぐろ養殖業	全ての水域			○・五二
小割り式四年魚くろまぐろ養殖業	全ての水域			○・五二
小割り式二年魚めばる養殖業	全ての水域			○・三六
小割り式三年魚めばる養殖業	全ての水域			○・三六
小割り式四年魚めばる養殖業	全ての水域			○・三六
小割り式かわはぎ養殖業	全ての水域			一・〇七

第三号の表備考ロ中「とは水域」を「とは、水域」に改め、同表備考ハ中「三重県、愛媛県、大分県又は」を削り、「5区から9区」を「三重県、愛媛県、熊本県又は大分県の地先水面を、「11区」とは、水域のうち5区から10区まで」に改め、「都道府県の地先水面を」の下に「、「12区」とは、水域のうち9区及び10区に掲げる県の地先水面を」を加え、同表備考に次のように加える。

ニ　規則第六十九条の三に掲げる要件に該当する場合における基準共済掛金率は、表に掲げる率に百分の百十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十四年四月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。